

令和3年度 小浜市内の道路交通騒音・振動調査結果の概要

1. 調査目的

「騒音規制法第18条および振動規制法第19条の規定に基づき、小浜市内の主要幹線交通を担う道路に面する地域において、騒音・振動レベルの測定を行うとともに、必要な評価を行うことで、市内の自動車交通による騒音および振動の状況を把握すること」を目的とする。

2. 騒音・振動レベルの状況

2-1. 令和3年度に実施した自動車騒音および道路交通振動測定結果は、表1のとおりである。

表1

| 調査路線名 | 測定地点 | 時間の区分 | 騒音測定結果 | 振動測定結果 |
|-----------|------|-------|-----------------------|----------------------|
| | | | L _{Aeq} (dB) | L ₁₀ (dB) |
| 一般国道27号線 | 伏原 | 昼間 | 71 | 40 |
| | | 夜間 | 68 | 35 |
| 一般国道162号線 | 大手町 | 昼間 | 59 | 30 |
| | | 夜間 | 51 | < 30 |

☆ L_{Aeq}：等価騒音レベル、L₁₀：80%レンジ上端値。

(1) 騒音レベル測定結果について

一般国道27号線の道路端における騒音レベルは、昼間・夜間共に道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（昼間：70dB、夜間：65dB）を上回った。また、一般国道162号線については、昼間・夜間共に近接空間の特例を下回った。

なお、両地点とも、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例（昼間：75dB、夜間：70dB）を昼間・夜間共に下回った。

(2) 振動レベル測定結果について

振動レベル測定の結果、両地点とも、道路交通振動の要請限度：第2種区域（昼間：70dB、夜間：65dB）を昼間・夜間共に下回った。

2-2. 令和3年度に実施した自動車騒音の面的評価における結果は、表2のとおりである。
 なお、調査対象路線図を図1に示す。

表2

| 調査路線名 | 測定地点 | 評価区間 | 騒音測定結果 | | 評価対象住居等戸数 (戸) | 環境基準超過戸数 (戸) | 環境基準達成率 (%) |
|-----------|-------|---------|-----------------------|----|------------------|-----------------|----------------|
| | | | L _{Aeq} (dB) | | | | |
| 一般国道162号線 | ① 大手町 | 湯岡～大手町 | 昼間 | 59 | 133 | 0 | 100 |
| | | | 夜間 | 51 | | 0 | 100 |
| 一般国道162号線 | — — | 大手町～北塩屋 | 昼間 | — | 360 | 0 | 100 |
| | | | 夜間 | — | | 0 | 100 |
| 一般国道162号線 | — — | 北塩屋～阿納尻 | 昼間 | — | 213 | 0 | 100 |
| | | | 夜間 | — | | 0 | 100 |
| (全体) | | | 昼間 | | 706 | 0 | 100 |
| | | | 夜間 | | | 0 | 100 |

☆ [昼間]：6時から22時までの間、[夜間]：22時から翌日の午前6時までの間。



図1. 調査対象路線図

(1) 基準点における騒音レベルと環境基準値との比較

一般国道 162 号線の面的評価の基準点である①大手町における道路端騒音レベルは、昼間・夜間共に近接する空間に係る特例（昼間：70dB、夜間：65dB）を下回った。

(2) 面的評価による環境基準の達成状況

面的評価による環境基準の達成状況は表 3 のとおりである。面的評価を実施した評価区間における道路沿道（道路端から 50m の範囲）の住居等は、706 戸であった。環境基準で定める昼間（6：00～22：00）及び夜間（22：00～翌日 6：00）それぞれの時間区分において、環境基準を達成していた戸数は昼間・夜間共に 706 戸であり、環境基準達成率は昼間・夜間共に 100%であった。

表 3

| 調査路線名 | 測定地点 | 昼間 | | | 夜間 | | |
|------------|------|-----|-----|-----|-----|------|------|
| | | 近接 | 非近接 | 全体 | 近接 | 非近接 | 全体 |
| 一般国道 27 号線 | ①伏原 | 100 | 100 | 100 | 100 | 93.9 | 95.6 |

☆ 近接する空間とは、道路端からの距離が 2 車線以下の道路にあつては 15 メートルまで、2 車線を超える道路にあつては 20 メートルまでをいい、特例の基準が定められている。